新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）貸付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、県内の中小企業者及び個人（以下「中小企業者等」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号、以下「法」という。）第２条第１項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年６月２２日法律第６５号）第２条第１項に定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の適正な処理を行うために必要な資金（以下「資金」という。）の貸付けについて定め、もって確実かつ適正なＰＣＢ廃棄物の処理の推進に資するものとする。

（県資金の預託）

第２　県は、別記金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が、この要綱に定めるところにより、中小企業者等に対してＰＣＢ廃棄物の適正な処理のために必要な資金を貸し付ける場合、予算の範囲内において、当該取扱金融機関に当該資金の一部に相当する額を預託するものとする。

２　前項の規定による預託した預託金の運用及び償還は、別に県と取扱金融機関との間に取り交わす覚書によるものとする。

（貸付け等の方法）

第３　資金の貸付け及び償還の方法は、この要綱に定めるもののほか、取扱金融機関の一般貸付方法及び償還方法の例によるものとする。

２　取扱金融機関は、この要綱による貸付けに対して両建預金を求めないものとする。

（貸付けの対象者）

第４　資金の貸付けを受けることができる者は、資本の額又は出資の額が３億円（卸売業にあっては１億円、小売業又はサービス業にあっては5,000万円）以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）以下の法人及び個人で、次の各号のすべてに該当する者のうち、知事が適当と認めたものとする。

(1) 県内に工場若しくは事業場を有し、ＰＣＢ廃棄物を保管する者又はＰＣＢ廃棄物を処理する義務を負っている者

(2) 貸付金の償還能力を有する者

(3) 自己資金でＰＣＢ廃棄物を処理することが困難な者

(4) 県税を完納している者

(5) その他取扱金融機関の定める条件に適合している者

（貸付対象経費）

第５　貸付対象経費は、次に掲げるとおりとする。

ＰＣＢ廃棄物の適正処理に必要な処理費（運搬経費を含む。）

（貸付条件）

第６　貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付限度額

対象必要経費の４／５以内。貸付けの最高限度額は、5,000千円とする。ただし、知

事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 貸付利率

2.40パーセント。ただし、新潟県信用保証協会の責任共有制度対象保証付きのものは年2.10パーセント、責任共有制度対象外保証付きのものは年1.90パーセントとする。

(3) 貸付期間

８年以内

(4) 据置期間

１年以内

(5) 償還方法

原則として、元金均等月賦償還とする。

（申込方法）

第７　資金の貸付けを受けようとする者は、取扱金融機関の定める申込書により融資を希望する取扱金融機関に申し込むものとする。

２　前項による申込書には、別記第１号様式による新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）貸付基準適格証明書（以下「証明書」という。）を添付しなければならない。

（証明書の交付申請）

第８　証明書の交付を受けようとする者は、別記第２号様式による新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）貸付基準適格証明書交付申請書を知事に提出するものとする。

（証明書の交付）

第９　知事は、証明書の交付申請があったときは、その内容を審査し、貸付けが適当と認められるものについては、申請者に証明書を交付するものとする。

２　前項の審査の結果、その貸付けが不適当と認められるものについては、その旨を申請者に通知するものとする。

３　証明書は、知事が指定する貸付実行期限までに貸付けを受けられなかった場合は、無効とする。ただし、事前に貸付実行期限の延長について知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（貸付決定通知等）

第10　取扱金融機関は、貸付けの決定をしたときは申込者にその旨通知するものとし、貸付けの実行をしたときは別記第３号様式により遅滞なく知事に報告するものとする。

（処理の開始及び完了届）

第11　前記第10の規定による通知を受けた者は、速やかに証明書の交付に係るＰＣＢ廃棄物の処理を開始し、当該処理が完了したときは、遅滞なく別記第４号様式による完了届を知事に提出し、確認を受けなければならない。

（処理進捗状況等の報告）

第12　前記証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第５号様式により遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(1) 第11のＰＣＢ廃棄物の処理の開始期日が証明書記載の開始期日から１月以上遅延す

ると見込まれるとき。
(2) 第11のＰＣＢ廃棄物の処理の完了期日が証明書記載の完了期日から３月以上遅延すると見込まれるとき。
(3) 第11のＰＣＢ廃棄物処理を完了する見込みがなくなったとき。
(4) 知事が、ＰＣＢ廃棄物の処理の進捗状況等について報告を求めたとき。

（ＰＣＢ廃棄物処理の内容等の変更）
第13　証明書の交付を受けた者は、証明書の交付に係るＰＣＢ廃棄物の処理の内容又は証明書記載の貸付金額若しくは取扱金融機関を変更しようとするときは、別記第６号様式による新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）変更承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。
２　知事は、前項の規定による変更の承認をしたときは、別記第７号様式による新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）変更承認書を交付するものとする。

（償還方法の変更）
第14　貸付けを受けた者は、償還方法を変更しようとするときは、別記第８号様式による新潟県廃棄物処理施設等整備資金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理経費）償還方法変更承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。ただし、繰上償還については、この限りではない。
２　知事は、前項の規定による変更の承認をしたときは、別記第９号様式による償還方法変更承認書を交付するものとする。

（氏名等の変更届）
第15　証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、別記第10号様式により遅滞なく知事に届け出なければならない。

（取扱金融機関の報告義務）
第16　取扱金融機関は、貸付けを受けた者に次の各号のいずれかの事実があったときは、別記第11号様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。
(1) 資金に係る債務の不履行
(2) 資金に係る期限の利益の喪失
(3) 資金に係る約定の変更

（債務の承継）
第17　貸付けを受けた者の債務を包括承継した者は、その旨を別記第12号様式により知事に報告しなければならない。
２　貸付けを受けた者は、資金に係る債務を承継させようとするときは、別記第13号様式による債務承継承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。
３　知事は、前項の規定による承継の承認をしたときは、別記第14号様式による債務承継承認書を交付するものとする。

（貸付けの取消し等）
第18　知事は、貸付けを受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、取扱金融機関に対し、貸付けの全部又は一部の取消しを指示し、その取消しに係る金額に対応する預託金の返還を求めることができるものとする。
(1) 貸付けに係るＰＣＢ廃棄物の取扱いにおいて関係法令等に違反したとき。
(2) 証明書の交付申請又は資金の使途に不正の事実があったとき、又はこの要綱の規定に違反したとき。
(3) ＰＣＢ廃棄物の処理に要した費用の精算額が、証明書記載の貸付対象経費の額に達しなかったとき、又は第13第２項の規定による変更承認により証明書記載の貸付金額が減額されたとき。
(4) ＰＣＢ廃棄物の適正処理を完了する見込みがなくなったとき。
(5) 資金に係る債務の不履行があったとき。
(6) 資金に係る期限の利益を喪失したとき。
２　知事は、証明書の交付を受けた者が、前項第２号又は第４号に該当すると認めたときは、証明書の交付を取り消すことができるものとする。

（経　由）
第19　第８、第９及び第11から第13までの規定による申請書の提出等は、申請に係るＰＣＢ廃棄物保管事業場を所轄する地域振興局健康福祉環境部長を経由するものとする。ただし、所在地が新潟市内の場合は県民生活・環境部廃棄物対策課長が直接行うものとする。

（報告及び検査）
第20　知事は、貸付けの目的を達成するために必要な限度において、貸付けを受けた者に対して貸付けの対象となったＰＣＢ廃棄物の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場に立ち入り、ＰＣＢ廃棄物の検査をさせることができるものとする。

（準　用）
第21　第11から第20までの規定は、債務を承継した者について準用する。

（補　則）
第22　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度知事が定める。

附則
１　この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

別記
株式会社第四銀行、株式会社北越銀行、株式会社八十二銀行、株式会社大光銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、両津信用組合、新潟縣信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三條信用組合、新潟大栄信用組合、塩沢信用組合、新栄信用組合、太陽信用組合、興栄信用組合及び五泉信用組合